

第 211 期 中間決算公告

2018 年 12 月 25 日

秋田県秋田市中通三丁目 1 番 4 1 号
株式会社 北 都 銀 行
取締役頭取 斉 藤 永 吉

中間貸借対照表 (2018 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	129,071	預 金	1,222,075
買 入 金 銭 債 権	974	譲 渡 性 預 金	56,246
商 品 有 価 証 券	18	債券貸借取引受入担保金	14,759
金 銭 の 信 託	8,489	借 用 金	2,500
有 価 証 券	354,969	外 国 為 替	7
貸 出 金	821,759	そ の 他 負 債	8,680
外 国 為 替	2,864	未 払 法 人 税 等	155
そ の 他 資 産	36,142	リ ー ス 債 務	6
そ の 他 の 資 産	36,142	そ の 他 の 負 債	8,518
有 形 固 定 資 産	13,439	睡眠預金払戻損失引当金	485
無 形 固 定 資 産	576	偶 発 損 失 引 当 金	106
前 払 年 金 費 用	447	再評価に係る繰延税金負債	1,054
繰 延 税 金 資 産	1,032	支 払 承 諾	15,345
支 払 承 諾 見 返	15,345	負 債 の 部 合 計	1,321,261
貸 倒 引 当 金	△ 4,886	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	12,500
		資 本 剰 余 金	19,999
		資 本 準 備 金	12,500
		そ の 他 資 本 剰 余 金	7,499
		利 益 剰 余 金	18,371
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,371
		繰 越 利 益 剰 余 金	18,371
		株 主 資 本 合 計	50,871
		その他有価証券評価差額金	5,941
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,170
		評価・換算差額等合計	8,112
		純 資 産 の 部 合 計	58,983
資 産 の 部 合 計	1,380,245	負債及び純資産の部合計	1,380,245

中間損益計算書 { 2018 年 4 月 1 日から
2018 年 9 月 30 日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		11,262
資金運用収益	7,359	
(うち貸出金利息)	(4,983)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,376)	
役務取引等収益	2,144	
その他業務収益	977	
その他経常収益	780	
経 常 費 用		9,727
資金調達費用	304	
(うち預金利息)	(179)	
役務取引等費用	861	
その他業務費用	1,327	
営業経費	6,864	
その他経常費用	369	
経 常 利 益		1,534
特 別 利 益		5
固定資産処分益	5	
特 別 損 失		82
固定資産処分損	16	
減損損失	66	
税引前中間純利益		1,456
法人税、住民税及び事業税	179	
法人税等調整額	236	
法人税等合計		415
中 間 純 利 益		1,040

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,208百万円であります。

- (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の出資金総額 147百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は530百万円、延滞債権額は8,018百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は336百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,885百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,391百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,094百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 14,759百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,153百万円、その他の資産29,767百万円及び現金預け金8百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金152百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,070百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が105,034百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 21,738百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,500百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,035百万円であります。

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 11.05%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益251百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等売却損212百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

2018 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	129, 071	129, 071	—
(2) 買入金銭債権 (* 1)	972	972	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	18	18	—
(4) 金銭の信託	8, 489	8, 489	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	353, 508	353, 508	—
(6) 貸出金	821, 759		
貸倒引当金 (* 1)	△4, 862		
	816, 897	832, 200	15, 303
(7) 外国為替 (* 1)	2, 862	2, 862	—
資産計	1, 311, 819	1, 327, 122	15, 303
(1) 預金	1, 222, 075	1, 222, 106	31
(2) 譲渡性預金	56, 246	56, 246	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	14, 759	14, 759	—
(4) 借入金	2, 500	2, 516	16
(5) 外国為替	7	7	—
負債計	1, 295, 589	1, 295, 637	48
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(547)	(547)	—
デリバティブ取引計	(547)	(547)	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格（中間期末前1カ月の市場価格の平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローを信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分毎に、原則として金利満期までの元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付毎の累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が１年超のもので、期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを見積り期間に対応した市場金利に当行の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	504
② 組合出資金（＊３）	955
合計	1,460

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当中間期において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2018 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2018 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
組合出資金	147
合計	147

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (2018 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,105	2,662	3,442
	債券	180,743	177,113	3,629
	国債	80,214	79,108	1,105
	地方債	63,062	61,519	1,542
	社債	37,466	36,484	982
	その他	29,359	25,195	4,164
	小計	216,208	204,971	11,236
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,381	2,643	△261
	債券	70,714	71,272	△558
	国債	9,858	9,963	△105
	地方債	40,175	40,525	△350
	社債	20,680	20,782	△102
	その他	64,204	66,078	△1,873
	小計	137,300	139,994	△2,693
合計		353,508	344,965	8,542

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	504
その他	808
合計	1,313

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

- (1) 時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合。
- (2) 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合について、発行会社の財務内容や一定期間の時価の推移等を勘案し、当行が制定した基準に該当した場合。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2018年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年9月30日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	4,611 百万円
税務上の繰越欠損金	1,528
退職給付引当金	1,210
減価償却	577
睡眠預金払戻損失引当金	147
有価証券償却	63
その他	377

繰延税金資産小計 8,517

評価性引当額 △ 4,523

繰延税金資産合計 3,993

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,601
その他	△ 359

繰延税金負債合計 △ 2,960

繰延税金資産の純額 1,032 百万円

（持分法損益等）

当行の関係会社は、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	263 円 89 銭
1株当たりの中間純利益金額	6 円 66 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	5 円 61 銭